

地震に強い地域をつくる

26 歴史的市街地における耐震化促進のための社会システムの整備

阪神淡路大震災を契機に文化財に対する耐震対策の重要性が認識され、東日本大震災によって社会的要請がさらに高まっている。そのような中で、近年、歴史的建造物の耐震性能評価手法や補強技術に関する研究成果や実例が蓄積されつつあり、様々なニーズや与条件に対応しながら耐震化を促進できるメニューは整いつつある。しかしながら、それぞれの地域にある歴史的建造物は人々の生活や生業の場として活用されることが多いものの、耐震対策は思うように進んでいないのが実状であろう。その背景には、所有者の経済的負担や伝建地区であれば修理・修景事業補助の上限などの制約もあるが、耐震化促進を支援するための体制やしきみが整備されていないことも挙げられる。建築基準法が制定された昭和 25 年以前に建てられた歴史的建造物の耐震性を現代構法と同じ尺度で評価する方法や体制が十分に整備されておらず、また材料自体の劣化の問題もあり、各自治体の建築部局では耐震診断や補強に対する補助制度があっても伝統構法を対象としない場合がほとんどである。そこで、ここでは金沢市、高山市、東近江市で取組まれている施策を紹介し、北関東の伝建地区の耐震化促進を目指したしくみづくりを考える参考事例にしたい。

■金沢市

石川県では、県内の伝統構法による在来木造住宅を主な対象にした全国初のマニュアル¹⁾を公表し、金沢市ではその方式を基にして改善を加え、市域に現存する伝統構法住宅の特徴をふまえた診断方法や実用的な補強方法の指針を示した²⁾。最近では 2011 年にそれまでの先進的な知見を盛り込んだマニュアルを刊行³⁾し、伝統構法住宅の保存と耐震化促進に励んでいる。こうした手法の整備に加えて、伝建地区では表1に示す補助金交付一覧(抜粋)⁴⁾のように、伝統的建造物の修理事業とは別枠で「構造上主要な部分の補強」に対する事業補助が用意されており、外観等の修理事業補助に上乘せして構造補強を行うことができる。なお、現状では「構造上主要な部分の補強」に対する補助を受ける場合に、文献3)に則り耐震診断や補強設計を行うことは求められていない。

表1 金沢市の伝建地区における補助金交付一覧(抜粋)

| 事業名 | | 対象事業 | 補助率 | 限度額 |
|--------|-----|--------------------------------------|-----|---------|
| 区分 | 種類 | | | |
| 伝統的建造物 | 建築物 | 外観、屋根及び構造上主要な部分の修理 (老朽電気配線の更新含む) | 80% | 1,500万円 |
| | | 構造上主要な部分の補強 | 90% | 500万円 |
| | | 格子の修理 | 90% | — |
| | | 防災設備の整備 | 90% | — |
| 空き家の活用 | | 地区内の空き家を借上げて、新たに居住する者の借上げ(最初の1年間に限る) | 50% | 20万円 |

■高山市

高山市では、地域の伝統構法の特性を活かした耐震診断や耐震補強工事を実施するために「高山市伝統構法木造建築物耐震化マニュアル」⁵⁾を作成し、市全域を対象にこのマニュアルに基づいた耐震診断、耐震補強工事

を実施した場合、その経費の一部を表2の通り助成している。なお、マニュアルは飛騨高山伝統構法木造建築物研究会のホームページ(<http://hidatakayamadentoh.seesaa.net/>)からダウンロードできるようになっている。

表2 耐震診断及び耐震補強工事補助一覧

| 補助の区分 | 補助率 | 補助限度額 |
|-----------------|------|-------|
| 伝統構法木造建築物耐震診断 | 100% | 30万円 |
| 伝統構法木造建築物耐震補強工事 | 100% | 180万円 |

耐震診断の補助対象となるのは次の通りである。

- 1.市内にある伝統構法木造建築物の所有者が実施する耐震診断であること。
- 2.市が主催する高山市伝統構法木造建築物耐震化マニュアル実務者講習会を受講した建築士が高山市伝統構法木造建築物耐震化マニュアルに基づいて行う耐震診断であること。

耐震補強の補助対象となるのは次の通りである。

- 1.市内にある伝統構法木造建築物の所有者が実施する耐震補強工事であること。
- 2.伝統構法木造建築物耐震診断を実施し、耐震改修が必要であると診断されていること。
- 3.講習会を受講した建築士が高山市伝統構法木造建築物耐震化マニュアルに基づき設計を行い、工事監理を行うこと。
- 4.建築基準法第6条又は第6条の2による建築確認申請が必要な場合は、確認済証及び同法第7条又は第7条の2による検査済証の交付が受けられるものであること。

■東近江市⁶⁾

東近江市教育委員会では、五個荘伝建地区の耐震化を推進するため、東近江市伝統的建造物群保存地区保存条例施行教育委員会規則の一部を改正し、審議会の中に伝建地区の修理事業における耐震化に関する事項を審議するための小委員会(耐震化小委員会)を平成18年7月1日に設置した。構成は結成当初は5名(構造3名、建築史1名、住民代表1名)によって構成されていたが、現在は構造2名(大学教授、設計士)と歴史意匠2名(保存会委員、大学教授)の4名となっている。

委員会では基本方針を以下の通りとしている。

- ①想定されている大地震で伝統的建造物の損壊により人命が失われないこと、かつ大規模な被害を出さないことを目標とする。
- ②文化財建造物等の価値を損なわない方法を検討し、耐震化を図ることを基本方針とする。

耐震診断、耐震補強設計は、補助事業の採択が内定し次第、所有者が契約する設計監理者が実施し、小委員会に内容説明を行う。小委員会は、現地を確認した上で、耐震補強設計の適否を判断し、補強の具体的な方法について施工性を考慮の上、設計監理者や施工者と相談して提案することとしている。なお、建築確認申請を伴う保存修理の場合は、建築基準法に定められている構造設計を行う。また、土蔵や居室を含まない小規模建築物については、建築物の用途や状態を個別に検討し、耐震診断、耐震補強設計が必要かどうかを、委員会にて判断する。

参考文献

- 1) (財)石川県建築住宅総合センター：木造住宅の耐震診断・改修指針とその解説(石川県内の伝統構法による在来木造住宅を中心に)、1997年1月
- 2) 金沢市：金沢市の伝統木造住宅耐震診断・改修マニュアル、1997年3月
- 3) 金沢市：金沢市伝統構法木造建築物耐震性向上マニュアル(町家編)、2011年3月
- 4) 金沢市：金沢市伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助金交付要綱、2001年6月
- 5) 飛騨高山伝統構法木造建築物研究会：高山市伝統構法木造建築物耐震化マニュアル、2014年3月
- 6) 東近江市教育委員会：五個荘金堂まちなみ保存事業の歩み2、2014年3月